

国民健康保険からのお知らせ

●問合せ先 国保年金課国保係☎72-2111内線424・425

①平成28年度の国保税の納税通知書を7月中旬に送付します

●国保税の納め方～国民健康保険税の納税義務者は世帯主です～

国保税は被保険者ごとに納めるのではなく、世帯主が世帯内の加入者分をまとめて納付します。

●納付方法・納期

①納付書または口座振替による納付(普通徴収・年9回)

②年金天引き(特別徴収・年6回) のいずれかです。

納期(月末)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収 年9回				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
特別徴収 年6回	◎		◎		◎		◎		◎		◎	

※既定の納期後に税額変更があった場合は、随時お知らせを送付します。また、納付方法は年度途中で切り替わる場合があります

【参考】 納付方法が特別徴収となるのは、次の①～⑥全ての条件に該当する世帯です。

①世帯主本人が国保加入者 ②世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満 ③世帯主の介護保険料が特別徴収されている ④介護保険料を天引きされている年金が年額18万円以上で、介護保険料と国保税の合算額がその年金額の2分の1を超えない ⑤世帯主の年金を担保に供していない ⑥国保税を納付書で納めている(口座振替ではない)

国保税の納付には口座振替が便利です！

- 申込先 収納課収納係(本館1階④番窓口)または取扱金融機関(福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、福岡県南部信用組合、とびうめ信用組合、みい農協、ゆうちょ銀行)
- 必要なもの ①口座振替に使う通帳 ②通帳の届出印
- 振替日 各納期限日(月末、金融機関休業日の場合は翌営業日)または一括前納
※振替開始は受付日の翌月末日から

②平成28年度の国保税が決定しました

国保税の税率と限度額を下表のとおり決定しました。(青太文字が平成28年度改正箇所です)

平成28年度の国保税の税率表

	医療保険分 (0歳以上75歳未満)	後期高齢者支援金分 (0歳以上75歳未満)	介護納付金 (40歳以上65歳未満)
①所得割 (前年所得による)	(H27年の総所得金額等 -33万円) × 8.2%	(H27年の総所得金額等 -33万円) × 2.63%	(H27年の総所得金額等 -33万円) × 2.4%
②均等割 (加入者数による)	合 算 25,000円 × 被保険者数	合 算 8,000円 × 被保険者数	合 算 8,100円 × 被保険者数
③平等割 (世帯あたり定額)	24,200円	7,000円	7,000円
小計	小計A [①+②+③] 賦課限度額 54万円 (27年度: 52万円)	小計B [①+②+③] 賦課限度額 19万円 (27年度: 17万円)	小計C [①+②+③] 賦課限度額 16万円
世帯の年税額 = 小計A + 小計B + 小計C			

③低所得者に対する軽減措置を拡充します

国保税には、世帯の前年中の総所得金額などが国の定める基準額(下表)以下の世帯に対し、均等割と世帯割をそれぞれ減額する仕組みがあります。

市では、平成28年度の国保税から、5割軽減と2割軽減の基準額を次のとおり改正します。

2割軽減については、基準額の算定基礎となる被保険者あたりの金額を47万円から48万円に引き上げます。また、5割軽減についても、26万円から26万5千円に引き上げます。

今回の改正によって、これまでよりも2割・5割軽減対象に該当しやすくなります。

減額割合	基準額(前年中の所得の合計が下記の金額以下)	
	改正前	改正後
7割	33万円	33万円
5割	33万円+ 26万円 ×被保険者数*	33万円+ 26万5千円 ×被保険者数*
2割	33万円+ 47万円 ×被保険者数*	33万円+ 48万円 ×被保険者数*

*被保険者数=旧世帯主・旧世帯員(後期高齢者医療制度に移行したことで国保資格を喪失した世帯主・員)を含む

軽減措置を受けるためには所得の申告が必要です

国保税の軽減措置は、皆さんの所得を判定して自動的に適用しますので、申請は不要です。ただし、軽減措置を受けるためには、世帯主と国保加入者の所得が正しく申告されている必要があります。

●申告する必要がある人

- ①世帯主(本人が被保険者ではない場合も含む)
- ②被保険者
- ③国保から後期高齢者に移行した旧被保険者
※前年中に収入がなかった人でも「ない」という事実を申告する必要があります

以下の人には申告の必要はありません

- ①既に確定申告や住民税申告をした人
- ②収入が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市役所に提出されている人
- ③収入が公的年金のみで、年金支払報告書が年金支払者から市役所に提出されている人
※公的年金のうち、遺族・障害年金のみを受給している人は、支払報告書が市役所に提出されないため、申告が必要です

●申告に必要なもの

(②③は提出が可能な場合のみ)

- ①印鑑
- ②平成27年中の所得が把握できる書類(源泉徴収票や年金・給与の支払明細など)
- ③所得控除(生命保険料など)の証明書類

●申告の時期

6月30日(木)までに申告された内容は、7月の納税通知書に反映します。それ以後の申告で課税内容に変更が生じた場合は、申告月の翌月以降にお知らせします。

●申告の窓口・ご相談は…

- ①平成28年1月1日現在で小郡市在住の人
…税務課市民税係(本館1階⑤番窓口)
- ②平成28年1月2日以降に転入した人
…国保年金課国保係(本館1階⑦番窓口)

けんこうづくりマスコット・カモン君

国保税は皆さんの医療費に充当される大切な財源です。
確実かつ速やかな納付にご協力をお願いします。

